

令和7年8月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和7年8月28日（木）

開会 午後1時30分

閉会 午後2時00分

2 開催場所

尾張旭市役所 203会議室（南庁舎2階）

3 出席委員

農業委員10名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、係長、主査1名

7 議題等

第12号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項11 農地法第5条の規定による届出の専決について

8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、10名です。 定足数に達しておりますので、これより7月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、飯沼勝則委員、松原圭子委員をお願いをいたします。 本日の付議事件は、第12号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件でございますのでよろしくお願いします。
係 長	それでは第12号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。 この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。

	【調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。 農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。第１２号議案の説明は、以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
松原昭平 委 員	８月２０日、飯沼勝則委員と現地を調査しました。 申請地は、晴丘方面に中央通りを南進し、市民プールを越えて２本目を右折し、突き当りの手前に位置しています。 申請者は現在、夫、子供の外に祖母、叔父の計５名で祖母の家に住んでいますが、手狭になったことから、両親宅の隣にある祖母所有の土地を借り、分家住宅を建築しようとするものです。 以前は耕作していたような形跡が見られましたが、現在は耕作をしていない農地と確認しました。 市街化調整区域ですが、住宅が密集した地域です。 申請地の西側と南側は住居であり、排水は北側の排水路に接続する計画です。 以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議お願いします。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。 第１２号議案について、何か質問はございませんか。
森下幸夫 委 員	本件の使用貸人は、合計で１４筆の土地を所有していますが、本件申請地の他にも面積の大きな土地があるようですが、本件申請地で良かったのでしょうか。
飯沼勝則 委 員	所有土地一覧の備考欄をご覧いただけると分かりますが、収益性の高い農地も多く所有しており、農地は農地としてしっかり耕作しております。その他の土地も、住居敷地として既に利用している土地しかないので、新たに住居を建築しようすると、本件申請地が最も適していると考えます。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。第１２号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員（挙手多数）により、第１２号議案については、許可相当とすることに決まりました。

会 長	これをもって本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。 報告事項 1 1 「農地法第 5 条の規定による届出の専決について」、事務局より説明をお願いします。
係 長	それでは、報告事項 1 1 「農地法第 5 条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。 農地法第 5 条の規定による届出が、5 件で 1, 7 3 1 平方メートル、主な概要は瀬戸川町地内外で一般個人住宅 3 件、露天駐車場 2 件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。
会 長	質問もないようですので、本日の議事はこれをもって終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	2 点ございます。 1 点目は、スケジュールの確認でございます。来る 9 月 5 日（金）、稲沢市民会館にて令和 7 年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会が開催されます。移動の車が市役所正面玄関前から 1 2 時 1 5 分に出発しますので、出席される委員（5 名）の方は 1 2 時 1 5 分までにお集まりいただきますようお願いいたします。なお、昼食は各自済ませてからお集まりいただきますようよろしくお願いいたします。 2 点目は、「農地の利用状況調査」、いわゆる農地パトロールの実施についてです。 【農地の利用状況調査について説明】 お知らせは以上でございます。
会 長	それでは、以上をもって、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は 9 月 2 6 日（金）午後 1 時 3 0 分から講堂 1 にて開催を予定しております。 これをもって本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。

以上議事の顛末を記し、事実と相違ないことを証明するためここに署名する。

議事録署名者

尾張旭市農業委員会会長 _____

委員 _____

委員 _____